

# ○函館市公害防止条例

昭和47年11月 1 日条例第18号

改正

昭和48年12月 1 日条例第67号  
平成 4 年 3 月24日条例第 4 号  
平成 9 年12月18日条例第39号  
平成11年 9 月29日条例第38号  
平成12年 3 月28日条例第26号  
平成13年 6 月27日条例第33号  
平成30年 3 月12日条例第28号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 公害の防止に関する規制
  - 第 1 節 ばい煙発生施設に関する規制（第 7 条～第17条）
  - 第 2 節 拡声放送に関する規制（第18条～第20条）
  - 第 3 節 夜間における騒音の防止（第21条・第22条）
- 第 3 章 雑則（第23条～第26条）
- 第 4 章 罰則（第27条～第31条）
- 附則

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、函館市環境基本条例（平成11年函館市条例第38号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、市民の健康を保護し、および良好な生活環境を保全するため、公害の発生の防止について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「公害」とは、函館市環境基本条例第 2 条第 3 号に規定する公害をいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウムその他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第 1 号に掲げるものを除く。）であつて規則で定めるもの

3 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場または事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい煙を発生し、および排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するため、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第4条 市は、市民の健康を保護し、および生活環境を保全する使命を達成するため、本市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、およびこれを実施する責務を有する。

（市民の協力）

第5条 市民は、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力するとともに、みずからも公害を発生させることのないようにする等、公害の防止に寄与するように努めなければならない。

（公害苦情等の処理）

第6条 市長は、公害に関する苦情等があつたときは、その実情を調査し、迅速かつ適切に処理するように努めなければならない。

## 第2章 公害の防止に関する規制

### 第1節 ばい煙発生施設に関する規制

（規制基準の設定）

第7条 ばい煙発生施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）は、ばい煙発生施設を設置する工場等から排出するばい煙の量に関する許容限度について、規則で定める。

2 市長は、前項の規制基準を定め、変更し、または廃止しようとするときは、函館市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、函館市環境審議会が意見を聴くことを要しないと認めたものについては、この限りでない。

（ばい煙の排出の制限）

第8条 ばい煙発生施設を設置する工場等から、ばい煙を排出する者は、ばい煙に係る規制基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となつた際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、当該施設がばい煙発生施設となつた日から1年間は適用しない。

（ばい煙発生施設の届出）

第9条 工場等にばい煙発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) 工場等の名称および所在地
- (3) ばい煙発生施設の種類
- (4) ばい煙発生施設の構造および使用の方法
- (5) ばい煙の処理の方法
- (6) その他規則で定める事項

(ばい煙発生施設の届出に係る経過措置)

第10条 一の施設がばい煙発生施設となつた際、現に工場等にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設がばい煙発生施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第11条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第12条 市長は、第9条または前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙の量が、当該ばい煙発生施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）または第9条の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第13条 第9条または第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、またはその届出に係るばい煙発生施設の構造および使用の方法もしくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、第9条または第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第14条 第9条または第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、またはその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第15条 第9条または第10条の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第9条または第10条の規定による届出をした者について相続、合併または

分割（その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第9条または第10条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善命令等）

第16条 市長は、ばい煙発生施設を設置している者がばい煙に係る規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康または生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法の改善を命じ、または当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（事故時の措置）

第17条 ばい煙発生施設を設置している者は、ばい煙発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

- 2 前項の場合においては、同項に規定する者は、速やかに、その事故の状況および講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺の区域における人の健康もしくは生活環境が損なわれ、または損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、その事故の拡大または再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第2節 拡声放送に関する規制

（拡声放送の制限）

第18条 何人も、拡声機を使用する放送（以下「拡声放送」という。）を行うに当たっては、静穏な生活環境を害することのないように努めるものとする。

- 2 何人も、病院または学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域であつて規則で定める区域においては、商業宣伝を目的として拡声放送を行つてはならない。

- 3 何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から機外に向けて拡声放送を行つてはならない。

- 4 前3項に規定するもののほか、何人も拡声放送については、使用の時間および場所ならびに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

い。

(停止命令等)

第19条 市長は、前条第2項から第4項までの規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止、騒音防止の方法の改善を命ずることができる。

(適用除外)

第20条 第18条第3項および第4項の規定は、公共または祭礼の目的で拡声放送を行う場合その他の規則で定める場合には、適用しない。

### 第3節 夜間における騒音の防止

(夜間の静穏保持)

第21条 何人も、静穏な生活環境を維持するため、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）においては、特に必要以上の騒音を発生させないように努めるものとする。

2 飲食店営業その他の夜間にわたる営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、音響機器音、楽器音等による騒音を発生させることにより附近の静穏を害する行為をし、またはさせてはならない。

(措置の勧告)

第22条 市長は、前条第2項の規定に違反する行為により住民の生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

## 第3章 雑則

(立入検査等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に工場等その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、または関係人に対する指示を行なわせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(報告の徴収)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等の設置者に対し、公害の防止に関する状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(この条例の予想しない公害等に対する特別措置)

第25条 市長は、この条例の予想しない物質、作用等の原因によつて生じた公害もしくは事業活動その他の人の活動に伴つて生じた相当範囲にわたる環境上の障害により、人の健康もしくは生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措

置を求めることができる。

(規則への委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 罰則

第27条 第12条または第16条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項の規定に違反した者

(2) 第17条第3項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または20万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条、第10条または第11条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第13条第1項の規定に違反した者

(3) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避した者

(4) 第24条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者

第30条 第19条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第31条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和48年規則第63号で、昭和48年4月1日から施行)

(函館市公害対策審議会条例の廃止)

2 函館市公害対策審議会条例(昭和45年10月12日函館市条例第25号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例による函館市公害対策審議会の会長、副会長および委員の職にある者は、この条例の施行の日においてそれぞれこの条例による函館市公害対策審議会の会長、副会長および委員となつたものとみなす。

4 前項の規定によりこの条例による函館市公害対策審議会の委員とみなされた者の任期は、それぞれその者が旧条例による函館市公害対策審議会の委員

となつた日から起算する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員の給与に関する条例(昭和40年12月18日函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和48年12月1日条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月24日条例第4号)

- 1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。  
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年12月18日条例第39号)

この条例は、平成10年3月1日から施行する。

附 則(平成11年9月29日条例第38号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕附則第3項(函館市公害防止条例目次〔中略〕の改正規定に限る。)の規定は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月27日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月12日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)  
2 この条例の施行前に改正前の函館市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の函館市公害防止条例(以下「改正後の条例」という。)中に相当する規定があるときは、改正後の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。  
3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。